

船舶インシデント調査報告書

平成26年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年9月19日 03時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市太田和港西方沖
インシデント調査の経過	平成25年12月24日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第11 ^{かいも} 海茂丸、19.29トン NS2-10034（漁船登録番号）、個人所有 16.02m (Lr) × 3.70m × 1.42m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和56年7月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 年齢不詳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機2番シリンダのピストンが焼付き
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、太田和港西方沖を航行中、主機の回転数が徐々に下がって停止し、航行できなくなった。 本船は、来援した僚船に長崎県長崎市三重式見港の船だまりにえい航された。 主機は、本インシデント後、機関整備業者に修理された際、清水及び潤滑油の冷却器の海水側が定期的に交換すべき保護亜鉛（冷却器腐食防止用の純度の高い亜鉛棒）のカス、ゴミ等で閉塞して海水の流量が不足したため、運転中、潤滑油及び清水の温度が上昇し、ピストンが過熱する状況になっていたことが判明した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、太田和港西方沖を航行中、主機のピストンが過熱して焼き付いたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。

<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、太田和港西方沖を航行中、主機のピストンが過熱して焼き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の清水及び潤滑油の冷却器は、適切に保護亜鉛を交換するとともに、定期的に海水側の開放掃除を行い、冷却管の良好な通水の確保に努めること。 ・ 主機は、運転中、排気温度のほか、清水及び潤滑油について、各冷却器の出入口における温度の変化にも留意し、異常が認められる場合には、減速又は停止した上、適切な措置を採ること。